

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

1 背景

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「事業」といいます。）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）により、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。令和7年4月1日から制度化され、令和8年4月1日から「乳児等のための支援給付」として、全国全ての自治体で実施が義務付けられています。

2 事業の概要

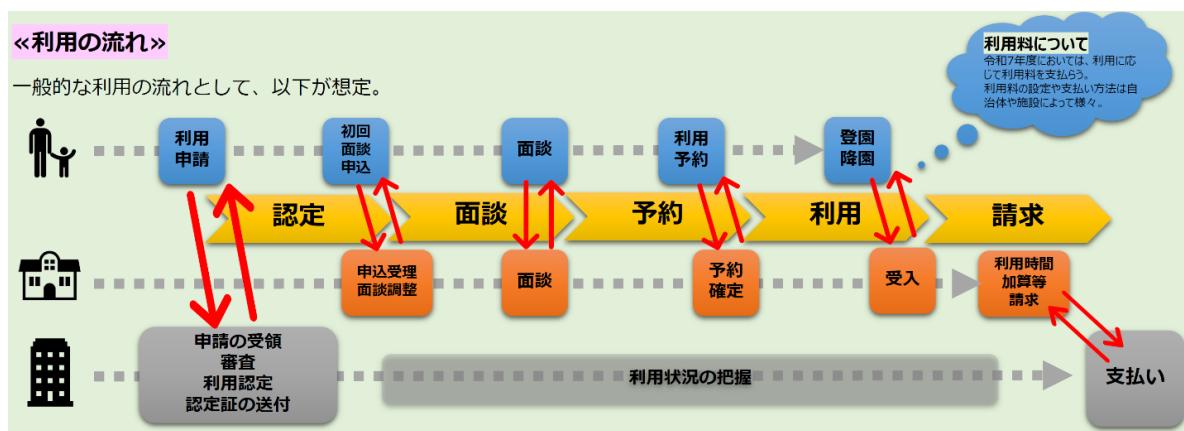
項目	国	亀山市 (令和8年度の実施予定内容)
利用対象者	0歳6か月から満3歳未満の保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない子ども	国に準じる
利用可能時間	月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用	国の補助基準の上限（子ども一人当たり月10時間）内で検討
事業実施場所	乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点等	公立保育所1園で検討
実施方式	一般型又は余裕活用型 • 余裕活用型 当該施設の利用定員の総数に満たない場合において、利用定員から利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施する。 • 一般型 (在園児混同) クラスの定員枠とは別にクラス内に誰でも通園利用枠を設けて実施する。 (専用室独立) クラスとは別に誰でも通園専用室を設けて実施する。	一般型（在園児混同）で検討

利用定員	—	5人で検討
------	---	-------

(参考)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件 あり	保育所、認定こども園等 ※小学校就学まで						小学校 ※満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから
就労要件 なし	こども誰でも通園制度 ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用	幼稚園 ※満3歳から小学校就学まで					

3 利用の流れ



4 事業実施に向けて

令和8年4月からの事業の実施に向け、事業を行おうとする事業者の設備や運営の体制が適切であるか市が審査、認可するための基準を条例で定める必要があります。このことから、令和7年12月亀山市議会定例会に亀山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を提出し、同月22日に可決されたところです。本条例の施行後、事業を実施する民間事業者がある場合は、本条例に基づき、当該事業者の設備や運営の体制が適切であるかを審査し、認可する等の手続を行います。

また国では、令和8年4月1日の事業開始に向け、実務面での整理、法令の整備等を進めています。市では、これらの国の動向を踏まえ、事業開始に必要

な手続等を進めるとともに、令和8年3月定例会において関係条例について提案する予定です。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年12月 本条例の施行

事業の認可に係る事務（公立園以外での実施の場合）

子ども・子育て会議での利用定員の設定に関する意見聴取

令和8年 1月 事業の周知、情報発信

令和8年 2月 利用者の募集

～3月 利用認定に係る事務（面談、調整等）

事業の確認に係る事務

施設予約

3月 定例会へ条例提案